

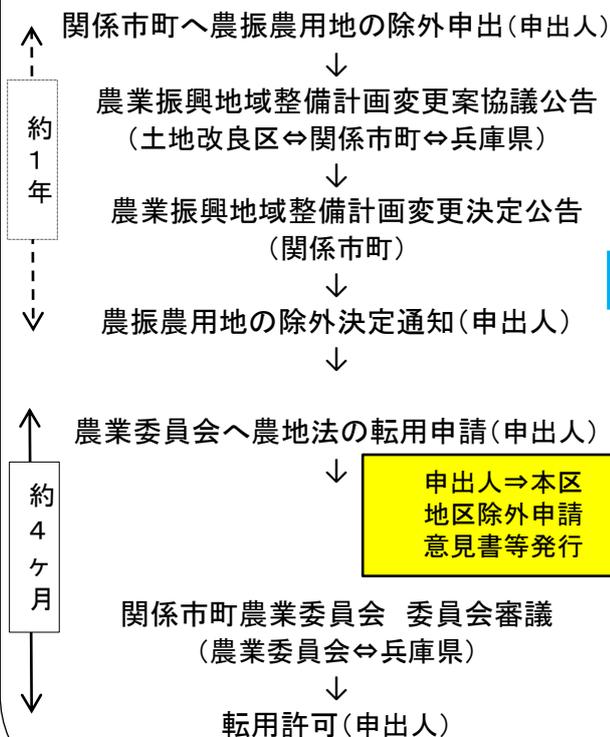
農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域内における農用地区域の農地転用事務手続が変更になりました。

東播用水二期土地改良事業の施行に伴い、農業振興地域の整備に関する法律では国営事業完了公告後8年経過するまでは土地改良事業の施行に係る土地について農振農用地区域からの除外は原則できない状況となりますが、土地改良事業の対象区域の農地をやむを得ず転用したいときは、あらかじめ土地改良区からの除外が必要となります。

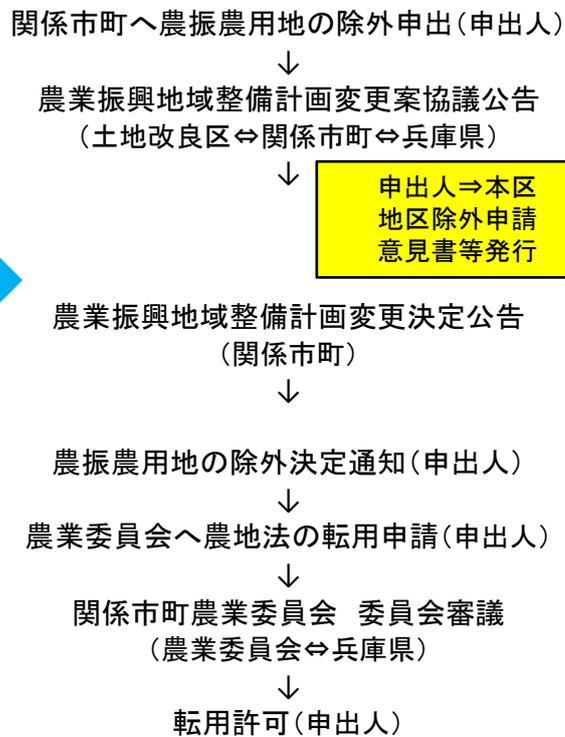


そこで、東播用水二期土地改良事業の対象区域の農地を農振農用地区域から除外を希望する場合は、当該土地を土地改良事業の除外地として対応しますので、農振農用地除外申出中に、東播用水土地改良区の地区除外手続(決済処理)をして下さい。

農地転用事務<現状>



農地転用事務<変更>



☆変更点 ⇒ 農業委員会へ農地法の転用申請時に行っていた本区への地区除外手続(決済処理)が農振農用地の除外時に行うこととなります。※現状より1年早く除外面積(測量等)の精査が必要です。

★注意事項 ⇒ 市街化区域並びに農業振興地域内の農用地区域以外の農地(農振白地地域)については従来通り、農業委員会へ農地法の転用申請時に本区の地区除外手続(決済処理)が必要です。